

解除条件付一般競争入札公告共通事項(工事)

1. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格確認申請書送信時まで、次に掲げる事項のすべてに該当する者が、入札に参加することができる。

ただし、(6)～(7)については、契約締結予定日までに満たしていれば可とする。

共通資格要件事項

- (1) 公告日現在で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる八王子市における建設工事等競争入札参加有資格者であること。
また、商号又は名称、登記上の本店所在地、代表者等(以下「登録事項等」という。)に変更が生じた場合、その変更手続が電子調達サービスで完了していること。
- (2) 電子入札サービス(電子調達サービス内)を利用するために有効な電子証明書を取得していること。
なお、登録事項等に変更が生じた場合は、電子証明書の変更手続を完了していること。
- (3) 八王子市の指名停止期間中又は八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置期間中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号のいずれにも該当していないこと。
 - ア. 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該工事の開札日前6か月以内に自らの手形若しくは小切手が不渡りとなった者
 - イ. 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画案認可決定がされた後、本市の入札参加資格の再審査を受けていないもの
 - ウ. 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画案認可決定がされた後、本市の入札参加資格の再審査を受けていないもの
- (5) 本工事に係る業種において建設業の許可を受けていること。また、5,000万円(建築工事業の許可を受けた者は8,000万円)以上
の下請契約を締結して施工しようとする者は、建設業の許可区分が特定建設業であること、及び監理技術者を配置すること。
- (6) 技術者を他の工事と兼任して配置しようとする場合は、次の条件を全て満たすこと。(なお、配置する期間は、契約工期を基本とする。)
- ア. 技術者が兼任する工事件数が、本案件を含め2件以下であること。
- イ. 兼任する工事のうち、請負金額が4,500万円以上(建築一式工事については9,000万円以上)の案件を含む場合(※専任配置が原則)は、次の条件のうち、いずれかを満たすこと。
 - (ア) 請負金額が4,500万円以上(建築一式工事については9,000万円以上)の案件について、特記仕様書等に専任を求めない期間が示されており、その当該期間中である場合
 - (イ) 建設業法第26条第3項第2号を適用し監理技術者を兼任で配置する場合。(以下「専任特例2号」という。)次の条件を全て満たすこと。
 - a 配置されている工事施工場所(現場)が、八王子市内又は施工場所から直線距離で10km以内にある他の市町村であること。
 - b 各現場に、監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (ウ) 建設業法第26条第3項第1号を適用する場合(技術者を兼任で配置する場合。以下「専任特例1号」という。)次の条件を全て満たすこと。
 - a 請負金額が1億円未満(建築工事は2億円未満)であること。
 - b 工事現場間の距離が1日で巡回可能かつ移動時間が片道概ね2時間以内であること。
 - c 各工事の下請次数が3次までであること。
 - d 技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者(連絡員)を各工事現場に配置すること。
(連絡員は、一般土木又は建築工事の場合、当該建設工事に関する実務経験を1年以上有すること。)
 - e 技術者が工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置
 - f 技術者が工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器(カメラ等)の設置
 - g 人員の配置を示す計画書の作成、各現場への据置及び保存
- ウ. 兼任しようとする工事の施工場所(現場)が、いずれも八王子市内であること。(専任特例1号又は専任特例2号を適用し兼任する場合を除く。)
- (7) 技術者を営業所技術者と兼務して配置しようとする場合は、次の条件を全て満たすこと。
 - ア. 既に他の工事の技術者として配置されていないこと。
 - イ. 営業所技術者が従事する営業所において契約締結された工事であること。

ウ. 請負金額が4,500万円以上(建築一式工事については9,000万円以上)となった場合(※専任配置が原則)、次の条件を全て満たすこと。

(ア) 請負金額が1億円未満(建築工事は2億円未満)であること。

(イ) 営業所技術者が従事する営業所から工事現場までの距離が1日で巡回可能かつ移動時間が片道概ね2時間以内であること。

(ウ) 工事の下請次数が3次までであること。

(エ) 営業所技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者(連絡員)を工事現場に配置すること。

(連絡員は、一般土木又は建築工事の場合、当該建設工事に関する実務経験を1年以上有すること。)

(オ) 営業所技術者が工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置

(カ) 営業所技術者が工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器(カメラ等)の設置

(キ) 人員の配置を示す計画書の作成、各現場への据置及び保存

(8) 経営事項審査の有効期限が切れていないこと。

(9) 同一の入札には、特定建設工事共同企業体の構成員である場合を含め、重複して参加していないこと。

(10) 「関係する会社」間での特定建設工事共同企業体結成及び同一案件への入札参加はできない。

※「関係する会社」については、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格申請の手引きを参照してください。

(「その他情報の登録」に「関係会社」に関する説明があります。)

(11) 郵送済みの工事成績評定点が70点未満で、八王子市から改善計画書の提出を求められたにもかかわらず当該計画書の提出がない者は、入札に参加することができない。

(12) 同一年度内に工事成績評定点が2回以上又は直近で2回連続して70点未満であった者は、取得した翌年度の5月から7月の間に公告した案件は、入札に参加することができない。

2. 総合評価方式に関する事項

(1) 落札予定者の決定方法

ア. 入札者は、「価格」及び「施工計画」(施工能力評価型のみ)、「企業の技術力」、「配置予定技術者の技術力」、「地域精通度・地域貢献度」をもって入札に参加するものとし、有効な入札をした者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内(予定価格と失格基準価格の範囲内をいう。)で、次の算式により算出した評価値の最も高いものを落札予定者とする。

ただし、入札価格が調査基準価格未満の場合は、低入札価格調査の調査対象者(以下「調査対象者」という。)となり、調査終了後、失格とならない場合に落札予定者となる。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

イ. 技術評価点の配点は、次のとおりとする。

(ア) 施工能力評価型

技術評価点 39～56点(素点計上方式)

(イ) 工事成績評価型

技術評価点 36点(素点計上方式)

(ウ) 工事実績評価型

技術評価点 23点(素点計上方式)

ウ. 価格評価点は、次の算式により算出する。(小数点以下第4位四捨五入)

(ア) 施工能力評価型

・入札価格が調査基準価格以上の場合

$$39 \times \left(\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準価格}} \right)$$

・入札価格が調査基準価格未満の場合

$$39 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{失格基準価格}}{\text{調査基準価格} - \text{失格基準価格}} \right)$$

(イ) 工事成績評価型

・入札価格が調査基準価格以上の場合

$$36 \times \left(\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準価格}} \right)$$

・入札価格が調査基準価格未満の場合

$$36 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{失格基準価格}}{\text{調査基準価格} - \text{失格基準価格}} \right)$$

(ウ) 工事実績評価型

・入札価格が調査基準価格以上の場合

$$23 \times \left(\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準価格}} \right)$$

・入札価格が調査基準価格未満の場合

$$23 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{失格基準価格}}{\text{調査基準価格} - \text{失格基準価格}} \right)$$

エ. 技術評価点は、次の評価項目について評価を行う。

- ① 施工計画(施工能力評価型のみ)
- ② 企業の技術力
- ③ 配置予定技術者の技術力
- ④ 地域精通度・地域貢献度

オ. 技術評価点の評価項目、評価基準等の詳細は、入札説明書による。

(2) 施工計画等については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は工事成績評価を減ずることとし、施工計画は3点、施工計画以外は2点を減ずる。

なお、実施状況の程度によっては、指名停止等の措置も追加できるものとする。

(3) 配置予定技術者の変更

技術評価点申告書に記載した配置予定技術者と同等以上の成績を有する者を落札決定前に配置できる場合を除き、変更することはできない。

なお、変更する場合においても、当初の配置予定技術者の点数で評価する。(変更回数は1回に限る。)

(4) 特定建設工事共同企業体の評価対象

特定建設工事共同企業体として入札に参加する場合には、特定建設工事共同企業体の第1グループを評価対象とする。

(5) 落札予定者又は調査対象者の決定

原則として、開札日を含め7日以内(閉庁日を除く。施工能力評価型は14日以内)に落札予定者又は調査対象者を決定する。

ただし、低入札価格調査を行う場合、調査終了後に落札予定者を決定する。

(6) 総合評価方式を適用する案件については、本公告及び入札説明書に記載があるもののほか、「八王子市における総合評価方式の適用ガイドライン(工事契約)」による。

3. 入札方法等

(1) 同価(価格競争)及び同評価値(総合評価方式)の場合の措置

落札予定者又は調査対象者となるべき入札者が2人以上あるときは、電子入札サービスのシステムによるくじで落札予定者又は調査対象者を決定する。

(2) 入札金額の入力

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税相当額を加算しない金額)を入力し送信すること。

ただし、入札を辞退する場合は、辞退理由を入力し送信すること。入札後の辞退は認めない。

なお、辞退理由は公表する場合がある。

(3) 入札執行の回数

入札執行回数は1回とする。

(4) 入札者が1人であった場合の措置

入札者が1人であった場合は、入札を中止することがある。

4. 入札保証金に関する事項

免除する。

5. 落札者の決定

落札予定者は、入札参加資格要件を満たしていることが確認でき、さらに「八王子市公正入札調査委員会」が適正な入札と判断した時点で、落札者となる。

落札者には「落札決定通知書」を発行するため、落札者は通知を受けたら速やかに契約資産部契約課で契約書又は仮契約書を受領すること(電子契約により締結する場合を除く。)

6. 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格の確認手続

落札予定者の決定後、落札者を決定するために入札参加資格の確認を行うので、入札執行者から指示をされた落札予定者は、本公告で指示する書類を提出しなければならない。落札予定者が入札参加資格要件を満たしていない場合は、入札時に遡及して入札書を無効とし、次順位者を落札予定者として、必要な書類の提出を求める。入札参加資格の確認は落札者が確定するまで行う。

なお、入札参加資格確認の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わない。

(2) 入札参加資格確認書類の提出について

落札予定者は、入札執行者から書類の提出を求められた日を含め2日以内(閉庁日を除く。)に指示された確認書類を契約資産部契約課に提出しなくてはならない。ただし、入札執行者が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

なお、提出された書類の返却は行わない。

(3) 入札参加資格確認申請に要する書類

ア. 単体企業

(ア) 解除条件付一般競争入札参加資格確認申請書

※技術者は、資格者証等の写し及び社員である旨を証するものの写しを添付すること。

※総合評価方式の場合、入札書の送信時に添付した技術評価点申告書に記載の技術者と同一人としてすること。

(イ) 営業所技術者が確認できる書類(専任技術者証明書、専任技術者一覧等)の写し

(複数の営業所を設置する者で、かつ営業所技術者を配置する場合)

(ウ) その他指示された書類

イ. 特定建設工事共同企業体(混合入札に特定建設工事共同企業体として入札参加した場合)

(ア) 解除条件付一般競争入札参加資格確認申請書(JV用)

※技術者は、資格者証等の写し及び社員である旨を証するものの写しを添付すること。

※第1グループの技術者については、入札書の送信時に添付した技術評価点申告書に記載の技術者と同一人としてすること。

(イ) 営業所技術者が確認できる書類(専任技術者証明書、専任技術者一覧等)の写し(構成員全員)

(複数の営業所を設置する者で、かつ営業所技術者を配置する場合)

(ウ) その他指示された書類

(4) 入札参加資格の確認期限

落札予定者が確認書類を提出後、原則として提出日を含めて5日以内(閉庁日を除く。)に入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する。確認結果は落札者のみに電話連絡するとともに、電子入札サービスから自動送信されるメールにより落札者となった旨を通知する。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合や、「八王子市公正入札調査委員会」の審議検討を行う必要が生じた場合等は、この限りでない。

なお、落札者は必ず契約資産部契約課において契約内容を確認の上、契約手続を行うこと。

また、落札者が決定した際は、すみやかに東京電子自治体共同運営電子調達サービスに落札者名、落札金額等を公表する。

(5) 入札参加資格を有しないとされた者に対する理由の説明

落札予定者が入札参加資格を有しないとされた場合は、その旨を書面で通知するものとする。

また、通知を受けた日を含め3日以内(開庁日を除く。)に契約資産部契約課にその書面を持参し、その理由について説明を求めることができる。回答は説明を求められた日を含め、3日以内(開庁日を除く。)に書面で行うこととする。

(6) 落札予定者の取消

落札予定者が期限内に入札参加資格確認のための書類を提出しない場合、入札執行者の指示に応じない場合又は自らの入札参加資格を証することができなかった場合は、落札予定者の権利は取り消され、当該入札書は無効とする。

7. 入札の無効・失格等

(1) 解除条件による入札の無効(落札予定者の取消)

「八王子市公正入札調査委員会」が不適正な入札であると判断した場合には、落札予定者の権利は解除され、当該入札は無効とする。
なお、一般競争入札参加資格確認申請書を送信した時点で、解除条件に同意したものとみなす。

(2) 八王子市契約事務規則(昭和39年八王子市規則第9号。以下「規則」という。)第21条各号及び八王子市電子入札実施要領第6条各号に該当するもののほか、次の入札書は無効とする。

ア. 特定建設工事共同企業体として入札参加した場合、指定された期日までに「建設工事共同請負入札参加資格審査申請書」「特定建設工事共同企業体協定書(甲)」「委任状」を提出しなかった者の入札書

イ. 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者の入札書

ウ. 本公告の指示に応じない落札予定者の入札書

エ. 「八王子市公正入札調査委員会」が不適正な入札であると判断した入札において提出された入札書

オ. 期限内に入札参加資格確認のための書類を提出しない落札予定者の入札書

カ. 入札参加資格要件を満たしていない者の入札書

キ. 入札参加資格確認申請書送信後から契約締結までに、八王子市から指名停止又は八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けた者の入札書

ク. 入札参加資格確認申請書送信後から契約締結までに、電子調達サービスによる八王子市における建設工事等競争入札参加資格を失効した者の入札書

ケ. 入札参加資格確認申請書送信後から入札書送信時までに、登録事項等に変更が生じ、その変更手続が電子調達サービスで完了していない者又は電子証明書の変更手続が完了していない者の入札書

コ. 複数の案件に入札参加した場合に2件以上の落札予定者となり、開札順の2件目以降に技術者を配置できない者の当該入札書

サ. 設計図書等を受領せずに入札した者の入札書

シ. 総合評価方式の案件で、技術評価点申告書の添付が無い者の入札書

ス. 総合評価方式の案件で、技術評価点申告書に配置予定技術者及び入札参加資格要件として求められている施工実績の記載が無い者の入札書

セ. 総合評価方式の案件で、同一の配置予定技術者をもって入札参加した場合に、開札順が後の2件目以降の入札書。ただし、以下に該当する場合は、開札順が後の3件目以降の入札書は無効とする。

(ア) 同一の配置予定技術者で入札参加した案件の各請負金額が4,500万円未満(建築一式工事については9,000万円未満)であり、技術者の専任を要しない場合

(イ) 専任特例1号又は専任特例2号により技術者を配置しようとする工事

ソ. 総合評価方式の案件で、入札説明書において無効と規定されたものに該当する者の入札書

タ. 簡易な施工計画が「不適切である」と審査(評価)された者の入札書

(3) 八王子市低入札価格調査実施要綱第5条及び第7条第4項に該当する場合並びに、八王子市低入札価格調査審査委員会が不当と判断した入札は失格とする。

8. 入札の中止等

入札参加者が談合又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札(開札)の執行を延期又は取りやめることがある。

9. 入札に関する注意事項

(1) 落札予定者、調査対象者及び辞退者を除く入札参加業者の中から入札執行者が抽出して指名した者に、開札後に積算内訳書総括

書とは別に積算内訳書を提出させることができる。落札予定者が積算内訳書を提出しなかった場合は、落札予定者の入札書を無効とすることができる。

また、抽出して指名した者が提出しなかった場合には、誠意ある対応がなされないということで、別途対応する。

(2) 入札書の送信後はいかなる理由をもってしても異議を申立てることができない。

10. 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付又は規則第 50 条に規定する担保を必要とする。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は免除する。

(1) 規則第 49 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する保険契約又は保証契約を締結していること。

(2) 契約金額が 1,000 万円未満の場合であり、規則第 49 条第 2 項第 3 号に規定する官公庁実績を有すること。

11. 契約書の作成及び契約の確定

当該工事の契約は、八王子市及び落札者の両者が、契約書若しくは仮契約書に記名・押印したとき、又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名したときに確定する。

12. 支払条件

前払金は、契約金額の40%を超えない額を支払う。

中間前払金は、契約金額の20%を超えない額を支払う。

部分払を行う場合は、特記仕様書による。

13. 配置技術者の変更

(1) 配置技術者は、変更することはできない。ただし、真にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。この場合、当初の配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

なお、1. (6)に基づき、本案件の配置技術者を、本案件における専任での配置を求めない期間に、他の公共工事と兼任させている場合、当該工事の工期延長等は、真にやむを得ない理由として認めないので注意すること。

(2) 技術者を専任で配置する工事において、工事途中で専任特例1号又は専任特例2号を適用し、他の工事現場を兼任することは技術者の変更には該当しない。専任特例1号又は専任特例2号を適用し工事現場を兼任していた技術者が専任の技術者になることも同様とする。

(3) 総合評価方式において、現場代理人について評価する評価項目がある場合、現場代理人の取り扱いを、上記(1)の配置技術者と同様とする。

(4) 総合評価方式において、配置予定技術者又は現場代理人について評価する評価項目がある場合、技術評価点申告書に記載した者を配置しなければならない。ただし、2. (3)に該当する場合又は真にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

14. その他

(1) 現場説明会は、実施しない。

(2) 入札参加者は、「八王子市工事請負等競争入札参加者心得(電子入札用)」(以下に掲載)を熟読すること。

八王子市ホームページ

トップ > 市政情報 > 市の政策・計画とまちづくり > 入札・契約 > 要綱・要領・基準等 > 入札関係要綱・要領・基準等
(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/011/007/p007419.html>)

(3) 落札者の決定後、当該工事の契約締結までの間において、当該落札者が入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は虚偽の事実が判明した場合には、当該契約を締結しないことがある。

(4) 入札参加資格確認書類等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(5) 契約書は所定の工事請負契約書を使用し、その契約条項を次のとおり閲覧に供する。

ア. 八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市役所本庁舎8階 契約資産部契約課

公告日から質問締切日までの午前9時から午後5時までの間閲覧に供する。(閉庁日を除く。)

イ. 八王子市ホームページ

トップ > 市政情報 > 市の政策・計画とまちづくり > 入札・契約 > 様式集

(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/001/006/p032952.html>)

※「イ」に掲載のない場合は、「ア」のみとする。

(6) 入札の結果については、東京電子自治体共同運営電子調達サービスに掲載する。

(7) 次に該当する工事においては、八王子市中間技術検査実施要領により、中間技術検査を行う。

ア. 総合評価方式により入札を行った工事及び総合評価方式による入札が中止又は不調になり、入札方式を変更した工事のうち次の各号のいずれかに該当する工事(入札時に本市顕彰の実績の評価点を得て落札した場合を除く。)

(ア) 予定価格が1億円を超える工事

(イ) 契約課長、工事担当課長及び品質管理担当課長が特に必要と認めた工事

イ. 八王子市低入札価格調査実施要綱第10条に該当する工事

(8) 次に該当する工事においては、八王子市中間点検指導基準により、中間点検を行う。

ア. 過去2か年度内における直近の工事成績評定の総評定点が74点未満の者が落札した工事

イ. 契約課長、工事担当課長及び品質管理担当課長が特に必要と認めた工事